

情報セキュリティ規程情報セキュリティ規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

第1条（目的）

本規程は、当法人の情報資産を保護し、情報漏えい等のリスクを低減するため、情報セキュリティに関する基本事項を定める。

第2条（適用範囲）

本規程は役職員等に適用し、端末、アカウント、クラウド、紙媒体等の情報取扱いに適用する。

第3条（基本原則）

必要最小限のアクセス、適正保管、持出し抑制、事故即報を原則とする。

第4条（管理体制）

情報セキュリティ管理責任者を置き、理事長が指名する。

第5条（アクセス権限・パスワード）

権限は役割に応じて付与し、不要になったら速やかに削除する。

共有アカウントは原則禁止とする。

重要アカウントは可能な範囲で多要素認証を設定する。

第6条（端末・媒体の管理）

端末は画面ロック、更新、ウイルス対策等を行う。

機密情報の持出しは最小限とし、紛失等は直ちに報告する。

第7条（クラウド・メール等）

指定又は承認されたサービスを利用し、共有設定は必要最小限とする。

機密情報送信時は誤送信防止を徹底する。

第8条（バックアップ）

重要データは定期的にバックアップを行う。方法・頻度は管理責任者が定める。

第 9 条（事故対応）

漏えい等（疑いを含む）を把握した場合、直ちに報告し、調査・拡大防止・再発防止を実施する。必要に応じ関係者・助成元等へ報告する。

第 10 条（教育・守秘）

役職員等に周知・教育を行い、機密情報を正当な理由なく漏えいしてはならない。

第 11 条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。